

緊急避難場所の指定の取り消しに関する告示

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 に基づき、次のとおり緊急避難場所の指定の取り消しをする。

令和 8 年 5 月 29 日

宇部市長 篠崎 圭二

記

1 緊急避難場所の指定の取り消し

所在	施設名	緊急避難場所	避難所	災害種別						備考
				地震	津波	土砂災害	高潮		洪水	
							100 年に 1 度	1000 年に 1 度		
厚南	葉月ヶ丘自治会 集会所	○		○	○	○	○	○	○	取消

2 指定の取り消しをする期日 令和 8 年 5 月 31 日